

# 人権チェックリスト

平成28年

3月号



成年後見制度（せいねんこうけんせいど）について知っていますか？

## 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合でも、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は、大きく分けると2つの種類があります。

### • 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方に代わって、法律行為などを行う制度です。判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

### • 任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えたい方のための制度です。

## チェック

高齢者や障害のある方の権利を守る一つの方法として「成年後見制度」について知っておくことが大切です。

※詳しくは、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>) をご参照ください。

内容についてのお問い合わせは  
和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

